

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 |
|------------------------------------|--|--|--|--------------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 振替法の適用等 | 発行方法 | 発行額 |
| 利付国庫債券（二十年）（第二百二十八回） 財務大臣 谷垣 禎一 | 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十六年法律第 二二二号）第二条第一項及び国 債整理基金特別会計法（明治三 十九年法律第六号）第五条第一 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | うち、平成十六年度における財 政運営のため公債の発行の特 例等に関する法律第二条第一項 の規定に基づき発行する利付国 債に七千二百五十万、八百 五十億七千二百五十万、 債整理基金特別会計法第五条第 一項の規定に基づき発行する利 | 五百四十九億二千七百五十万 円 |

財務省告示第二十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十七年一月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十七年一月十九日
 財務大臣 谷垣 禎一

